

## 第5回小平市補助金等見直し検討委員会議事録

- 1 日時 平成21年8月4日（月）15時～17時
- 2 場所 小平市役所5階 503会議室
- 3 出席者 委員 7名  
事務局 財務部長、財政課長、財政課長補佐、財政課主査
- 4 配布資料
  - 1 民生委員児童委員協議会
  - 2 原爆被爆者の会
  - 3 遺族会
  - 4 身体障害者協会
  - 5 聴力障害者協会
  - 6 肢体不自由児父母の会
  - 7 手をつなぐ親の会
  - 8 緑と花いっぱい運動の会
- 5 次第
  - 1 開会
  - 2 個別の補助金の審査
  - 3 その他  
今後の日程

## 第5回小平市補助金等見直し検討委員会 会議要録

平成21年8月4日

15時～17時

市役所503会議室

**委員長** それでは、第5回目小平市補助金等見直し検討委員会を始めたいと思います。

今日は、次第にありますように、個別の補助金の審査を前回に続いて行いたいと思います。お手元の資料の、前回15まで進んでいますので、きょうは1-16から、お手元に配付しております17から23の資料があると思いますが、できれば最後の30まで終わらせたいというふうに思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

会議録を全部起こしていただいているのですが、あれを読んでいますとなかなか時間ばかりかかって、1件1件まだ結論が出ていないような状況が続いておりますが、かといって、次からさっさとやるということにもなかなかならないと思いますので。説明をいただいて疑問な点は確認していただいて、それをできるだけ自分の考えをより多く出していただいて、それを記録しておきますので、そのニュアンスの中から、私と財政課のほう、それから副委員長のほうに見ていただいて、それぞれの補助金に対しての委員会でのニュアンスみたいなものがあると思いますので、それをまとめたものを案にしてお諮りいただくというような形でまとめていただいて。1件1件、どうしますかという結論はなかなか出しにくいように思いますので。かといって、限られた時間ですので、パーフェクトに全部したいというふうなこともなかなか難しいと思いますが。その辺は皆さんのご判断で、時間的なこともご協力いただいて、できればきょうは30まで進めていきたいというふうに思います。

また後でご紹介しますが、最終的な日程の予定もあるようでして、できれば来年度の予算編成に反映させたいということですので、11月初めを目途に一応の結論を出したいという事務局のほうの予定のようでございます。それを、予算編成が始まりますので反映させていくとか、あるいは議会のほうにも説明するというようなこともありますから、あと、きょうを含めて4回ぐらいの中で。個別の議論は3回ぐらいで何とかならないかなと。それをまとめまして、たたき台みたいな案をまた後で1回ないし2回ぐらい議論していただいて、報告が出ればというふうに考えて。事務局との打ち合わせではそういうスケジュールが浮かんでおりますので、後でまた日程をお話しますが、9月、10月の会議を設定していただいて進めさせていただきたいというふうに思います。大体、そんなペースで行いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、さっそく補助金の審査のほうに入りたいと思いますが、資料に基づいてご説明いただいて、質疑をしながら議論をするということで進めていきたいと思

います。

**事務局**

資料1の16、子ども文庫連絡協議会への補助です。子ども文庫についてですが、個人の自宅の一室を子供たちに開放して本の貸し出しを行っている家庭文庫を子ども文庫と呼んでおりました、それが小平市内に現在4文庫あります。そちらの連絡協議会への補助ということで、昭和50年から28万5,000円、20年度予算ベースで28万5,000円を補助しております。

文庫の活動としましては、おはなし会をその文庫で実施したり、図書館で行っているおはなし会のお手伝いをしたり、よい本を選ぶ会ということで学習会や講演会を行ったり、定期的に「子ども文庫しんぶん」というものを発行したり、「あゆみ」という文集を5年置きに発行して図書館に置いて貸し出ししたりなどを行っていて、大変活発に活動している団体になっております。図書館との連携を主に今まで上手に行ってきたので、昔は35文庫あったのが、図書館の普及に伴い現在は4文庫になったということがございます。財務状況のその他財源、こちらの活動の財源ですが、市補助金以外には活動員の会費ということで4万5,000円ほど集めて活動している団体です。以上でございます。

**事務局**

それでは、ヒアリングの模様、それから私ども、財政課の所見についてご説明申し上げます。

まず問の2のところでは、子ども文庫の活動はどのようなものか、どの程度の規模かという問に対して、おはなし会を中央図書館で週1回、地区館で月2回開催しているが、その際、子ども文庫の会員にもおはなしや読み聞かせを担当してもらっている。また、市内の小・中学校にはお話の出前に行っている。すべてボランティアでやってもらっているということで、行政の仕事の補完的な部分も担っているということがございます。また、問の3のところでは、他市と比較して小平市の子ども文庫の活動状況はどうかということに対し、小平は非常に活発に活動しているということで、ほかの市からはうらやましがられているという答えがございました。問の4のところでは、市と子ども文庫との関係は、いわゆる協働、最近よくこの言葉を使うのですが、協働と考えてよいかという問に対し、まさに協働であるという、講演会や講座も共催をやっており、おはなしの勉強会（研修）も一緒にやっているという答えがございました。問の7のところでは、補助金は何にあてられているかという問に対し、文集「あゆみ」の発行、「文庫しんぶん」等の広報費、4つの文庫の活動費、文庫の講演会、講座の講師謝礼、講座の託児費等々、という説明がありました。問の10のところでは、主管課として主管課は図書館になりますが、図書館として何か課題としてあげられるものがあるかという問に対し、図書館としてはこれまでずっと良好な関係でやってきた、今後もこの関係が続くよう努力したいという答えがございました。

財政課の所見といたしましては、評価はAととらえております。三つほど書いて

ございますが、一番下のところがございますとおり、子ども文庫の活動は市でやることになった場合、補助金額の28万5,000円では到底できるものではないため、費用対効果の高い事業と言えるということで評価はAととらえているところでございます。以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。子供の読書活動を図書館と協働してやっているというような内容ですが、何か今の説明に質問ありますか。

**委員** 活動イメージがわいてこないのですけれども、全体的にどれほどの規模ですか。

**委員長** 文庫数は4つですね。

**事務局** はい。4か所で文庫を開いてやっています、その家庭文庫として図書の方の貸し出しをしている以外に、そのメンバーが集まっておはなし会を開いたり、子供に本の読み聞かせをしたりということで活動しています。

**委員長** 自宅ですか。

**事務局** はい、自宅です。あとは団地の集会室もあります。

**委員長** 自宅が拠点になっていて、そこに図書館のさらに分館の分館みたいなイメージでしょうかね。

**事務局** 小さな図書館のイメージですね。それが4つあって、そこで常時活動して、お子さんを集めて本を読ませたり聞かせたりしている活動がベースにあって、ほかに、行政として、社会教育でやっている図書館の活動の一部を担っているということです。

**委員** 非常に熱心な、核になるような方々がおられるのでしょうかね。

**事務局** はい、こちらは補助開始年度が昭和50年ということで、33年間経過しているものですが、核になる人が代々引き継がれるような形で行われています。

**委員** 引き継がれてきているということですか。

**事務局** はい、そうです。そのように考えております。

**委員** 小平というのは、やっぱり、ある意味文化的なレベルの高い市であってほしいと思うのだけれども。子供というのは、教育にしても何にしても、大体10歳までで勝負が決まってしまうというくらいですから。悪いことではないと思うのだけれども。確かに、おっしゃるように、姿がなかなか見えにくいですよ。

**事務局** 小平市は、図書館活動に比較的力を入れてやってきておまして、26ある市の中でも、本の数だと26市中2番目に位置しているという状況でございます。また、図書館の数もトップクラスの数を保っているということで、図書館活動については行政としてかなり力を入れて取り組んでおります。行政のこうした取組が、かつては35あった個人の小さな図書室が、だんだん数が少なくなって4つになった経過はあると思います。

**委員** これは質問なのですが、小平市子ども文庫連絡協議会というところで読み聞かせだったりとか有用な活動だと思うのですが、そのほかにもいろんなNPOがあって、読み聞かせだとか何とかって活動をしていると思うのですが、

そちらの方には補助金というのはいないのですか。

**事務局** 類似した活動で補助団体になっているものはありません。

**委員** それは、申請がないから。

**事務局** そうですね、ちょっとその辺の実態は、私もよく把握をしていないのですが、こちらの会に新しく入りたいという方がおいでになれば、後継者を育てるという意味もありますので、積極的に受け入れをしていると聞いているところでございます。

**委員長** そうというのは、文庫連の組織の中に入れてスムーズにいくでしょうし、入らない以上は、継続してやっていたらそれはそれなりに図書館との接点を持てればということだと思います。まあ、個人的にやっているのはいっぱいあるのではないかとこのように思いますけれどもね。

**委員** 知らなかったですけども、そういう人がおられるのですか、ほかにも。

**委員** いろんな子供関連のNPOが実はいろいろあるというのを、最近私も知って。そこで補助金が支払われているところと支払われていないところがあるので、どうしてなのかなとかちょっと思ったのですけれども。

**委員長** なるほど。

**事務局** 補助金がですか。

**委員** 補助金が。最近知り合った方も、補助金が取れたのよという、NPOを立ち上げた方がおっしゃっていて。それは、ちょっとこれとは違う教育関係のことなのですけども。何で違いがあるのかなとかとちょっと思って。私も子供がよく小さい頃、読み聞かせに参加してまして、ずっときょうまで図書館の方がやられていると思っていたので。

**委員** 図書館もやっているのですか。

**委員** 図書館もやっているけれども、出張でもいらっしゃっているのですね。

**事務局** そうですね。お手伝いもいただいています。

**委員** 私は、これはすばらしいと思っているので。財政課案に賛成です。

**委員** 読書活動を推進するというイメージで考えると、一般の社会人は普通の公立図書館ですね。それから、学校へ通っている子供は学校の図書館があるわけでしょう、学校図書館というね。そうすると、それよりも小さい幼児はどうなるのだと言ったら、普通の図書館の幼児部門のところへ行ってみればいい。それではどうも不足というか、まだまだ足りないから子供たちの関係をつくると、こういう意味なのですかね。全体の位置づけが、なぜ今の図書館制度が学校図書と公立図書館だけではだめなのだと、それでは本当に子供が読書意欲を増加させていい考え方を持つようにしようという考え方からいくと、今の図書館システムというか、読書増進運動からいうと、結果があるのだったらそれはいいですよ。どうもそこから見ると、なぜ、どうなのかな。そうしたら、もし結果論があるのだったら、こんな4文庫と言わずにどんどんやるような運動をしなければ本末転倒ですね、細々と4団体だけでやっている

いう。本質的に子供の読書活動を盛んにする誓いを立てなければいけないですね。それがだんだん下火になって4団体になった。どうもその辺の全体の図書活動と、そここのところの関連がね。

**事務局** 経緯のところでお話し申し上げましたとおり、当初は35、一番ピークのときはあったわけですね。公立の、市の設置する図書館というのが、昭和52年に仲町図書館というのができて、それから順次できていって、中央1、地区館7、分室3になっています。このように、公立の図書館が整備されていったことによって、その地域、地域のそういう図書館に対するニーズがそういった公立の図書館でかなり埋められるようになってきたということです。そんなことから、35あったものが徐々に少なくなって4つになったということです。また、団体の活動の場としては、子ども文庫、自分のところだけにとどまらずに公立の図書館の活動にも参加していただいて、いろいろお手伝いをさまざまな形でやっていただいている。あるいは、小学校や中学校に行って、また読み聞かせをすとかそういったことをやっているということで。いろいろ形は異なりますけれども行政図書館の変遷につれて形を変えながら一貫して活発に活動はされているということだと思います。活発にされているということの裏返しとしては、やはり、子供さんの図書に対する興味を持たせたいという気持ちが活動のエネルギーになって動いているというふうに考えております。

**委員** 結論から言うと、どうも近場の図書館がないところ、あるいは学校図書も利用しにくいところが残っているという感じですか。

**事務局** ちょっと、その4か所が具体的にどこにあってということまで把握していないものですから。その4つの、現在ある事情というのはわかりませんが、類推すると、そういったことにはなるのかと思います。

**委員** 私は何も否定するわけではなくて、子供の読書活動を盛んにするためにこんな程度でよろしいのですかと、もし結果があればもっとやらなくてははいけないし、もう役目を終わりつつあるのならさっとあれをしなければならぬのではないですかということを行っているだけの話でね。

**委員** よくわかりますね、その意見も。さっき、NPOのことをおっしゃいましたね。この4団体だけが補助金の対象になって、NPOで市に対して何も要求を出さないところはそのままというような形になっているのかなという感じがしてきたのですけれども。

**委員** おっしゃるように、本当に子供のときのこういう教育というのは非常に重要で、特にスキンシップ的なものというのは物すごく大事であることは間違いないのだけれども。不公平は起こっていないのかなと、つまり公益としての、小平市としてやるということに本当にいいのかなと。やるのだったらもう少し広げてもいいような気がしないでもないというのが確かに。必要ならばですよ。

**委員長** こういうのは、やっぱり、ここには図書館との協働というふうに書いてありますが、

図書館は図書館でやっていて、それにお互いに同じ分野である市民のグループがあって、そこで初めて協働関係というか、成り立って、お互いに図書館の補完のための補助を出しましょうという、こういうスタイルでずっときているのですね。だんだん図書館の方が完備していくと、やはり館も少なくなっていたという経過があるようですが。

**委員** ただね、ちょっとよくわからないのは、一番最初の35というのは、図書館のかわりをやっていたわけですか。

**委員長** だから、そういう要素があるのではないですか。どこも、図書館も、分館だとかそういうのが整備される前というのは。

**委員** 今やっている4つの団体というのは、別に図書館そのものと関係するというよりも、本を読み聞かせて中身の理解をよくしてもらおうとか、あるいは子供の教育のためにもっとプラスになるようなものをそこで教えられないかとか、そういう別の目的があるのではないですかね。

**委員長** ですから、そういう自主的なグループとして市民の運動として幾つかあったのだと思うのですけれども。やっぱり、そこに図書館から本を貸してあげたり、そういうお互いの関係の中で子供たちの読書活動も地域で広げていくというスタイルでやって、そういうつながりの中であるのだと思うのですね。

**委員** それはそうでしょうね。

**委員長** ですから、数が少なくなっていくのは、やっぱり図書館網とかそういう関連の中なのではないかなというふうには思いますけれどもね。

**委員** 本質論から離れるかもしれませんが、物質的なというか箱物としての置いておくところ、分館というのはね。そのものがだんだん整備してきて、図書館が、あるいは図書分館がたくさんになってきたら、そういう団体が少なくなったというけれども、それは、箱物や本そのものがだんだんできてきて、それに対して子供が積極的にもっと本を読みましようとか、もっと深く読みましようという運動は、ハードではなくてそういうところは残っているはずなのですよね。それは、ものは自分の家庭に本を置かなくたって、そうやってかわりに図書館ができたのだから。その図書館を根拠にして、父兄なりボランティアの方がその地域の子供たちの読書活動を盛んにするための運動というのは残っているべきなのに、4つしかなくなったというのはどういうことなのだろうね。

**委員** そうなのですよ、僕も同じ疑問なのですよね。それと、小平市というのは教育についてどういうふうにやっていこうとしているのかという基本的な思想がもう少しはっきりしないよね。何かしら、ただ頼んできたなら、はい出しましようというような格好で。

**委員長** いや、そういうことではないと思うのですが。やはり、これ少なくなっていくというのは、それだけ市民の皆さんの活動の背景もあるのだろうというふうに思うのです

がね。盛り上がらない、何か。

委員 そうかな。

委員長 図書館の方も要らなくなっていくということではなくて、いい関係で補完していただいているということで評価をしているわけですから。もっと数が多くなればなるほど、それは対応していくのだというふうに思うのですが。実態が減りつつあるということは現実ですからね、これはもうやむを得ないと。

委員 確かに、図書館に行ってみたら、子供向けの場所とか、本を集約したりいろいろしています。僕も、さっき、中央図書館に行ってきたのですけれども、そこも我々は座れませんよね、子供しか座れないところをいっぱいつくって。

委員 でも、結構、充実していますよね。

委員 充実していますよね、確かに、おっしゃるように箱物的なものというものは充実している。

委員 その中で読み聞かせとか、そういうのもやられているのですか。

事務局 やってます。

委員 それは自信があるわけですね、市としては。

事務局 繰り返しになりますが、図書館の数ですとか蔵書数とか、当然に、その職員の数ですとか、サービスの総量がほかの市のレベルよりは上回っているものになっていると認識しています。

委員 力を入れてきたという自信があるのですね。

事務局 はい。

委員長 一応、そういうことで。内部的なヒアリングの結果は評価Aということですから。

委員 ただ、ほかの人たちで、またそういうことに熱心な人が出てきたときにノーと言わないで、もう少しこれを広げてもいいのではないかというこちらのご意見は、僕は傾聴に値すると思います。

事務局 後段の部分の、新規にご参入されるような活動に対して、市は何らかの関わりとか補助をするといった発想では、NPOに対する補助活動を盛り上げようということで、別の部署で取り組んでおります。そこに図書館の活動があるかどうかはちょっとわからないのですが、具体的な活動成果を上げている団体も出てきているところがございます。おっしゃられるように、まさにその市民の力を借りて進めていくというのは、今後の行政のスタイルということと、市としての基本的な部分と認識しておりますので、それはそれで進めていくということでございます。

委員長 それでは、この子ども文庫連絡協議会への件については、とりあえず終わらせていただきたいと思います。

ここで、傍聴の方がいらっしゃいますが、皆さんに確認をします。傍聴について、いかがでしょうか。

全員 異議ありません。

**委員長** それでは、傍聴を認めます。

1-17に移ります。

**事務局** それでは、資料1-17、小平市民まつり実行委員会の補助に移らせていただきます。

こちらの補助は、昭和51年から補助が始まったもので、毎年10月の第3週目の日曜日に行われる小平市民まつりの運営をとり行っている実行委員会に対する補助となっております。21年度で34回目を迎えるお祭りとなっております。140団体が集まって構成されている団体で、財務状況に関してですが、市補助金以外にもその他財源としましては、事業所ですとか団体からの協賛金などが、20年度予算ベースで45万円、前年度繰越金が20万ほどです。その他雑入が5万5,000円ということで決算されております。

**事務局** それでは、ヒアリングの模様と財政課の所見について述べさせていただきます。

問の2のところでは、毎年あかしあ通りで行っているものでございますけれども、人出はどのくらいですかといったことに対しては、19年度は12万5,000人、20年度は13万2,000人と、一定規模でやっておりますということでございました。また、問の3のところでは参加団体数はどのくらいかということでは、19年度実績では139団体だということでございました。それから、問の4のところでは補助金の使途は明確かという問に対しては、報償費、食料費、消耗品費、電気料、会場設営委託等に充てられており、使途については明確に処理をしているという答えでございました。

財政課の所見といたしましては、こちらは昭和51年から、昭和63年は昭和天皇のご病気のときがあり、このときだけが中止だったのですけれども、そのほかの年度は毎年欠かさず実施している市民まつりの実行部隊である実行委員会への補助でございます。市民まつりの実施はこの団体がなくては成立しないということで団体の価値も高く、経理的にも問題はないということで、財政課の所見としてはAということで考えているところでございます。以上でございます。

**委員長** お祭りの実行委員会ですので、市民とも苦勞して協力してやらなければ祭り自体が成立しないということで、32年経過しているものでございます。会計的にもおかしところはないということみたいですね。評価もAということなのですが、何かございますでしょうか。

**委員** むだ遣いという意味からの観点がないからちょっと申しにくいのですが。ずっと、こう見てきて、何か小平の祭りは特色がないというか、わくわくさせるものがないのですね、正直言って。せめて孫たちが、小平まつりのときは、ぜひ、おじいちゃんのところへ行って祭りに行こうよというような中身にしないでほしいと、私は思っているのです。ということになると、実行委員会とかそこら辺の企画力がないのかな、それはこんな祭りというのはそれぞれ一人一人によってイメージが違うから難しいのですが、市民がわくわくして参加しよう、見に行こうという迫力が、正

直言ってないと、私は感じているのです。もし、わくわくするようなことを考え出した企画があったら、市民が、例えば1家庭、100円でも1,000円でも協賛金とかを出す気持ちになると思う。どこかで、神社に行って祭りをすると、大会社や地域の人や商店街が、無理無理、協賛させられているのですけれども、ざっとお金が集まってきているでしょう。あれは、もちろんその裏でいろいろあるだろうけれどもね。何で予算だけで、これ、やっているのですか。皆、市民参加の浄財を集めてやる、浄財を集めるからにはそれだけの魅力がないとだれも出しませんよ。強制的に1,000円出してくれと言っても、1,000円出す価値がある企画でないと、不作になって余り成功しませんね。そういうことを見ると、私は、お祭りは非常にいいと思っている。この間、2週間ほど前に花小金井南町に祭りに行ってきたのですね、夜やっていたから。私は町内会ごとにやっている祭りはすごくよかったなと、物すごく人が出ている。特別の企画はなかったのですけれども、やっぱりあれは、皆、子供連れて行こうというからか、すごくごった返していてすごくよかったなと思って。私、節約中心主義だから、いつも節約することばかりして言っていたから、いつもこの次の審議会のときは反対を言うのではなくて、もっと増額しろなんて言わなくてはいけないのかな、おもしろそうだなと思って帰ってきた。それがあるからこそ、小平市全体の祭りを、皆がわくわくするようなそういうものには、お金をどんと出しましょう、お金を集める工夫を税金だけではなくてしましようと言いたいのですね。こんなこと言ったって、何もなりませんよ。そんな感情を持っています。

**委員長** 企画力の注文があったということですね。

**事務局** 受けとめは人さままでございますので、そういうお声があったということは承らせていただきたいと存じます。

市民まつりの基本的な姿勢の中では、香具師を入れないでやっていこうということがありまして、それがやや活気の面につながっているのかなと、そんなことも感じるところではございます。ただ、昭和51年から始めて例外を除いて32年毎年実施してまいりました。毎年実施しているというのはそれなりに市民の方の中に定着したイベントであると受けとめてはいるところではございます。以上でございます。

**委員** 私は、囲碁の関係でクラブに入っているのです。ただ、ある一部の人たちだけが何となく伝統的というか、引き継いできていて、ぜひ、これ出してくれとか何とかいう、そういう引っぱりが僕はないような気がするな。つまり、マンネリになっているのではないの、少し。だれが声かけて、だれが音頭を取るのかがよくわからないのだけれども、余り多過ぎるからね。だけれども、やっぱりおっしゃるのもわかるな。何か、若干マンネリになっているのではないですかね。

**委員** それにしても、やっぱり長く続いてきていて、その間で革新的なこと、あるいは何か変えてみようとかいうようなことをやらない限りマンネリになるでしょうね。

- 事務局 一般的なこととしても、それは言えるとは思いますが。
- 委員 僕もおっしゃることはよくわかるのですよ。やっぱり、皆が出たいなという気持ちになるような形にどうしたらなれるのかということ、やるのならね。どうしたらなれるのかということ、企画する人がいるし、またその人たちだって情熱を持ってそれに当たらないとやっぱりマンネリに流れてしまうと思いますね。
- 委員 田舎に行きますと、商工会がこういうことを役割分担として担うことが多いようです。商工会の、特に若手、青年部が。イベントは、じゃあ、ことしは音楽を変えていこうとかね、従来プラス何かを創造するのです。ここは、別に商工会も共催か何かですかね。どうでしょう。
- 事務局 参加はされていると思いますけれども、それは中核になるとか、そういうポジションにはないようです。
- 委員 恐らく、さっきのご質問の、例えば地域文化課の方がこういうプロジェクトを、我々こういうふうにしてこんなふうにしたらどうですかというふうな提言は恐らくおやりにならないと思うのです。だから、おっしゃるようなことは、現実的には恐らく、市の職員の方はほとんどタッチされないと思うのですよ、現実的には。ですから、土地の人に任せておけば、それはもう特にお城があるわけでもないし神社があるわけでもないから、まとまっていくというのは大変難しい。今だって、よくやっていたらっしゃるわ、という感じですよ。それはあったとしても、これ、だんだん地域に対する愛着だとか、何か皆で参画できるあるイベントとして考えれば、大変重要なことではあると思うのですけれども。どこも、概して、今、少しずつ参加する人も減ってきているという状況が一般的なようではあるようですね。
- 委員 これはほかのことにも言えるのですけれどもね。この補助金を出してやった場合に前よりもよくなったのか悪くなったのかということ、これを判定するような判定基準、これがないのですよね。もともと、こういうものというのはなかなか判定基準をつくるのが難しいものではあるのだけれども、判定基準がないものですから。
- 委員 普通は、それは、何人集まったという人ぐらいですよ。
- 委員 人ぐらいですね。だけれども、そこで活気とか何とか、さっきおっしゃったようなことははかれませんか。
- 委員 それは、新規事業がどれだけできたかという、そんな評価基準はまずないから。だけれども、本当は工夫して行っていきたいですね。
- 委員 議論の実行委員会なり、この企画するもとの本家本元で、小平市は市全体でやるというのはやめて、地域ごとに、例えば交番ごとにやらせるとか、1,000万円近く8,000万円か7,000万ほど、これを100万円ずつ割って10地域ごとにやってしまっ、君たちそこでやれやとやる方がかえってみんながわくわくするのかなという気がする。なぜかと言いますと、私はこの間、花小金井南町のゲートボール場でやったのです。こんなに、もうむんむんするほど人が集まった。花

小金井の駅前の広場ではないのですよ、人が乗りおりする。そうではなくて、ざーっと後ろのほうのゲートボール場でやっているのに、むんむんするほどみんなやっていたのですね、夜だったけれども。そういうことを私は実感して、これは市全体でやった方がいいことなのだけれども、今、分権ではないけれども、地域ごとに任せてやらせてしまえばいいのかな、そっちの方がいいのかもしれないなどという感想なりアイデアが浮かぶ。というようなことを、やっぱり、ここの本家本元の地域文化課で、ひとつ、ぜひ議論をしてもらいたいと思いますね。発想を変えてね。

**委員長** 企画とか、そういう持ち方については注文を詰めてね。

**委員** それは、マンネリという話とかかわってきますけれども。620万というのはそもそも何で620万なのか。いつから620万なのか。

**委員長** 金額の根拠ですね。

**委員** そもそもマンネリなら、金額を減らすなりふやすなりという議論があってもいいと思うのですね。そういった議論はされているのですか。

**事務局** 補助金の額については、スタートの時点では、確か300万でスタートしたと思います。それが、30年たって620万になっています。運営の人員体制などの変化もあり、学は変化してきました。

**委員** それは、人手がふえたからという意味ですね。

**事務局** そうですね。やはり時代の経過とともに、ガードマンの数を増やしたりですとか、そういう経費の部分で増やしてきたという経緯はあります。

**委員長** それでは、他にご意見はないようですので、次にまいります。

それでは、18番。

**事務局** では、18番目の文化振興財団補助に移ります。

こちらの補助開始年は平成5年で、小平駅前にあります文化会館ルネこだいらの管理運営を行っている団体です。主にイベントの企画等をしているのですが、こちらの財務状況としまして、小平市補助金以外のその他の財源で、現在、小平市の指定管理となっておりますので、市からの指定管理料が20年度予算ベースで約3億3,000万あります。その他、チケットの入場料収入などが8,500万円、その他、ルネこだいらの会費など収入が760万円ほどになっております。ここで財務状況の大きな特徴なのですけれども、積立金が6億ありまして、こちらの内訳なのですけれども、小平市からの出資金として5億円があります。残りの1億4,857万円が一般正味財産ということになっております。

**事務局** それでは、ヒアリングの模様と、それから財政課の所見について申し上げます。

文化振興財団につきましては、補助団体として大規模で独立した経済活動をする団体になります。もともと、小平市が設立をしたという経緯があるものでございます。小平市の文化行政については文化振興財団が担っていくという基礎的な考えのもとに進められてきているところでございます。経理内容については直接担当する

会計等のチェックも受けておりますので、特に問題はないと考えたところでございます。

ただ、今、担当から申し上げました積立金のところで、積立金6億のうち5億円は基本財産、言わば団体の資本金に当たる部分でございますが、残りの部分が運営に対する積み立て、運営基金のような性格のものになってございます。その1億円の額が、5億円の資本金の団体で1億円の運営基金を持っているというのは、私どもとしてはちょっと過剰ではないかと考えています。この積立金の額については、今後、精査をしていきたいと考えているところでございます。

**委員長** これは、文化会館の委託も含めた運営費なのですが、何かございますか。

**委員** 指定管理料金は幾らでした。

**事務局** 3億3,000万です。

**委員** 3億3,000万。

**委員** 3億3,000万が何ですって。

**委員長** 指定管理料。委託料みたいなものですね。

**事務局** そうですね。委託料です。

**委員長** 事業をこの財団に運営委託するという、委託料的なものですね。

**委員** 指定管理者制度というのはどういう制度なのですか。

**委員長** 昔は委託業者と言ったのを、議会の同意を得ながら、もう少し新しい制度に基づく委託先みたいなものなのですけれども。今までは、市長が委託料で委託契約を結ぶという形ですけれども、もう少し民間の参入を図ると同時に制度化しようということで、議会の同意も得ながら委託先としての業者を選定するというか、そんな制度ですかね。

**委員** 減価償却なんていうのはあるのかどうか知りませんが、この3億3,000万円に対して、収入は幾らぐらいあるのですかね。

**事務局** 入場料収入で8,500万円です。

**委員** 入場料収入、8,500万円。

**委員** 補助金は9,000万。

**事務局** はい、そうです。

**委員** 5億というのは全体の運営の予算額ということですよ。

**委員** この予算というのは何を表しているのですかね。

**委員** ルネこだいらという大きな文化会館がありますよね。そこで、年間、いろんなイベントとかコンサートをやったり演劇をやったり、多分、こういうふうに行っているのではないと思うのですが、そういう事業費、全部のトータル。

**委員** 事業費。正味計算書で支出項目って何があるのですか。それはわかりますか。

**委員** これ、正直言って、3億3,000万の中にはこの団体構成の役員とかそういう天下り先の給与に消えているのではないですか、大分。市の一番、天下り先ですよ、こ

れ。

委員 24名と37名。これね、9,500万なんて、もうとりあえず0で出発して、0にするためにはどうしたらいいだろうかという考え方は出でこないですか、これだけの金額なのだから。ゼロベースに。

委員長 補助金のベースというのは何なのでしょうかね。補助金の算出根拠というか算出基準。人件費部分ですかね、ほとんどは。この中で、本市の補助は9,500万。

委員 年間費用で3億3,000万払って、それ以外に補助金を9,500万円払っているというのは大きいですよ。

委員 その中に。そうですね、3億は指定管理料、委託料ですから。

委員 何に使っているのか、ちょっと興味がありますね。

委員 3億の部分には人件費は入りますか。

委員 入っていますね。委託料の中に。

委員 この、ルネこだいらのところの貸借対照表なりを見ると、その計算書の方がわかりやすいかな。収入は、委託料と、それから。

事務局 自主事業の収益は8,200万、市から払っている施設管理収入、いわゆる指定管理者のほうで3億3,000万円、それ以外の補助金が9,500万あります。

委員 支出の内訳というのは。

委員 委託料2億3,000万というのは、どこに何を委託しているのですか。

委員 それは、演奏家とかそういう人たちに支払う金額があるのでしょうか。あと、施設の維持管理と。これは税金かからないのですか。固定資産税とか。

委員長 それはかからないのでしょうか。

委員 かからないのでしょうかね。公益法人だから。

事務局 土地は東京都の土地なのです。借地料は市が払っています。固定資産税の支払いはありません。

委員 建物も減価償却でやっているのですか。やらないでしょうか。やっているの。

事務局 建物は市の財産です。建物の減価償却は公会計では行っていません。

委員 公益法人の会計というのはどう。

委員 今、新基準になってやるようになっている。

委員 新基準はやるようになったのですか。

委員 ええ、やるようになりました。

委員 それはそうだろうな、おかしいよな。

委員 3億3,000万円もどこに使うのですか。

委員長 これは、財団の運営全体の細かく事業をやりだしたら切りがないと思うので。その関連で補助金が出てきますから、それはアウトラインは必要なのでしょうけれども。

委員 この自主事業の委託料というのはですね。

委員長 それはそれで。予算とか決算とかは、財団だけで一応何かの認定を受けるのですよね。

事務局 財団の中に理事会評議員会というのがありまして、その理事会によって決定するということになっております。

委員 理事会評議員会のメンバーはどのようなのです。

委員長 監査もありますよね。

事務局 評議員会のメンバーは10名、理事会は9名、監査は2名で構成しています。

委員 問題はそこなのです。役員メンバーというのが、市の職員の流れの人ばかりだったら。

事務局 市の職員の流れをくむものは、理事は9人中3人、監査は2人中1人、評議員は10人中2人です。天下りのだというふうなご発言もございましたけれども、報酬については0でやっております。

委員長 こういう財団法人への運営経費、形態については今、是非をここで議論してもちょっと時間がないと思うのですが。問題は補助金が全体の中でどういったところかとか、そういう視点での議論だというふうに思うのですが。

委員 例えば、大阪の文化事業の中の公共団体に対する支援をばっさり切って、今までの一般常識をえらく変えてしまったということがありますね。だから、これは財政、懐状況に応じてどこを削ろうかというようなときに、けたの1億近いものであれば、まず注目しますよね。ただ、今、市の財政環境はそんなにシビアなものではないから、まあ、ほどほどということはあるのでしょうけれども。一般的にはちょっと、本当に自主的に、どうやってここの経営をある程度依存ではなくて、いわゆる自主的に、採算に乗れるようにしていくのかというのは本当に重要なところではないのでしょうかね。

委員 そう思いますね。だから、これは言わば民間委託できないのかという感覚さえ、ちょっと出てくるのですよ。

委員 自主事業の委託料が1億出ていて、施設管理運営の委託料が2億3,000万。ここは、何かトンネルで委託しているってことですかね。市から委託料を払って、また、この財団からどこかに委託料を払ってという形で。

事務局 確かに文化振興財団がそのほか施設の維持管理運営をする経費について、また民間企業に委託をしているというスタイルではあります。

委員 そうでしょう。

委員長 それは直営ではなくて、運営自体を財団に任せているから財団も財団のスタッフだけでできるわけがないので、第三者に掃除とか施設管理、全部任せていると。業者の選定は財団の方でやると。

事務局 はい、そうです。

委員 しかし、そういう委託料というか、予算を組んでおきながら、どうしてまた補助金が出てくるの。それも含めて一遍にやっしまえばいいのにね。

委員 だから、その委託の3億3,000万については、それなりに合理的な市場原理が働

いた形のものなのでしょうね、これ、恐らく。

**委員** 事業ベースの予算であることは間違いないでしょうね。

**委員** だから、足りないから、また、あと補助金という形になっているのではないかと思うのだけれども。

**事務局** この補助金の使途は、職員の人件費と、事業費になります。事業費というのは自主事業にかかる経費ですが、内容としては鑑賞事業、啓発事業、文化団体育成及び助成事業、交渉企画事業、創作活動事業、歴史的文化の継承事業等で、平成20年度では63事業、延べ入場者数43,428名となっております。これらが補助金の使途になります。

**委員** これは議論すればきりが無いと思うのですけれども、だけれども、ある面でやはりゼロベースで考え直すというか、そういう企画なり何なりをもう一回、もしかしたら何とかならないのかなという感覚で考え直して、この上で決めたらどうなのですか。

**委員** まあ、言わばコストセンターでかかるものだという発想から、そうしていかないと、いつまでもこういう形で援助し続けてはいけないよというのがおっしゃるベースではないですかね。

**委員** そういうことですね。その組織が継続はしなければならないのですけれども、本当にこういう組織で、あるいは運営形態でいいのかということをもう1回考え直してみる必要が一番あるのではないですかね。これ、何も問題がないという形の意見が出ているのですけれども、ちょっとお手盛りのような感じがしないでもない。

**事務局** 確かに、額が非常に大きな補助金であるということ、それ自体で小さな補助団体などとは同じに論じてはいけないということがあると思います。

**委員** 一つの視点は、市民にこういうものをやっていますよという話をしたときに、説明をしてなるほどなというものなのかどうなのかということが、僕はよくわからない、今のところ。ちょっと、やはり説明に滞りが出てくる可能性があるのではないかと、いう気がちょっとしているのですよ。

**事務局** こういう文化施設そのものの採算性というものは、なかなか難しいところがあると思います。

**委員** それはそのとおりです。

**事務局** 例えば、民間企業がやっているようなものでも、決して採算ベースに乗っていない、もしくはそのPRでペイしていくのだという、そういう考え方なのかなと思います。小平にあっても公でやっているわけですが、そういう面もあるのかなという気もいたします。

**委員長** ゼロベースでやるといえば、事業を縮小して、入りに見合う、縮小した事業にならざるを得ないですよ。

**委員** そうとも言えません。

委員長 心がけがね。ですから、事業の全部、全くゼロベースでやりなさいということであれば、これが小平が公設のあれで、小平が公的に運営すれば全部公費で賄う部分ですよ。それを財団方式の中にワンクッション入れているわけですから、そこに補助要素というものはかなり入って。

委員 いや、財団方式そのものも見直したらいいではないですか。

委員長 ですから、全く民間に渡してしまうということですか。

委員 いえ、必ずしもそうではなくて、財団法人ではない形でもいいのではないですかということですね。

委員長 それはいろいろあるかもしれませんが。

委員 一種の株式会社的なものにまでもっていく。収支も全部してもらおう。

委員長 民営化ですよ、民間ですよ。

委員長 だから、文化施設自体をどのように位置づけするかということですね。

委員 ただ、その話をしますと、もう答えが決まってしまうのですよ。ほかに何も意見が出てこないのですよ。文化施設、ああ結構です、結構です。それは困るのですよ。それが一番困るのですよ。社会の中で全然変わりがいいなんてことはあり得ない。

委員 企業だったら、今までつぶれていてもおかしくない会社がいっぱい生きているでしょう。

委員長 だから、議論としてはもちろんわかりますけれども、私はこの補助金の考えの中での補助金の運用ですからね。

委員 補助金ということに余りにも注意し過ぎるから、かえってものがわからなくなるので。これは一種の事業なのです。

委員長 もちろんそうですよ。

委員 公益性が非常に高いけれども、事業であることには間違いない。

委員 採算をもっと取り込んだ形でというようなことに、方向づけて。

委員 物差しが何か、ここまで終わったらここまではいいのだとか、悪いのだとか、物差しがなさ過ぎるのです。

委員 例えば、利用率とかですね。本当はもっと指標もあると思いますよ。だから、どう市民に使われて、市民の方がこの存在をどれほど高いものだと思っているかです。

委員 いずれにしても理事が8名で、監事2名でしょう、評議員14名、職員13名でやる事業なのかどうなのか。

委員 大変な事業ですよ、これは。大変なものです。

事務局 大変な事業です。

委員長 それはもう前提ですから、今の運営のね。だから、それをすっぱり見直せという意見も一つの意見だというふうに思うのです、補助金の関連ですね。ですから、それはそれで一つの意見として、抜本的にゼロベースで考えてみるべきではないかという意見がありますものね。

**委員** 何点かそういったことを、法律のことに視点を置けばどうでしょうかね。

**委員** これは、ルネこだいらだけではなく、ルネこだいらのほうは有償で貸し出したりとかですけれども、ふるさとむらの方もここがやられているのですよね。その費用の方もここに入っているということです。あそこは全部無償です。

**財務課** ふるさとむらも財団の活動範囲に近年入るようになりました。

**委員** さっき、副委員長がおっしゃられていたいろんな指標みたいなもので、利用率だとか、例えばふるさとむらだったらその入場者数がどのくらいふえたとかというのを見ると、頑張っているなど、税金使ってよかったなみたいなことを思えるので。そういうのを出していただければ。

**委員長** そういう事業統計はあるのではないですかね、財団の。

**財務課** 一応ありますので、もう少し立体的にとらえられるような資料を整えたいと思います。

**委員長** では、次回に引き続きと思います。

それでは、19いきましょうか。

**事務局** では、19の消費生活展事業補助。こちらは、昭和58年から開始された補助で、生協のクラブ、生活に密着したことを研究している活動をしている組織があって、そこに対する補助で、毎年11月に小平では産業まつりを行っているのですけれども、そちらでその研究の成果を発表しているというものです。金額としては1万5,000円ということで、1万5,000円の範囲内でうまく活用してやっているようです。以上でございます。

**事務局** こちらは一転して、零細な補助でございます。補助金額は1万5,000円です。活動内容としても、その消費生活展でや産業まつりなど、市で催しているイベントがあるわけですが、その折に展示や発表をしているということでございます。活動は、こちら継続的にずっとやっております、もとより小さな金額でもございますが、地道な活動をしていると考えており、特段の問題というようなことはないのかなというところでございます。以上でございます。

**委員長** 消費者活動のイベントの中に参加していただいて、協力いただいているという。これはよろしいですね。次いきましょう。

**事務局** では、20番、防災関係団体の育成事業ということで、自主防災組織に対する補助です。こちらは昭和59年から開始された補助で、地域の自治会ですとかマンションとかの管理組合が自主的に防災のグッズをそろえたりというときに補助をしているものです。

**事務局** こちらは自主防災組織と申しまして、地域の防災は、市民一人一人が、あるいは自治会とか、その地域で防災に備えていくという、そういった発想のもとに防災関係団体を育成していこうということで始めた補助でございます。

ヒアリングの模様といたしましては、現在、19年度では、調書にございますのが学園東町自治会というものを一つ例示して表してございます。全体では、19年

度では40団体で、20年度末では41団体、現在42団体と、1団体ずつふえてきている傾向があるということでございます。小平市は全世帯数では8万1,000世帯なのですが、この41団体で1万6,650世帯の方がこの防災組織として、組織化がされているといった意味合いになります。割合としては、おおよそ全体の20%であるということでございます。問の2のところでは、対象世帯が全体の20%ということでは低いと感じるが、世帯数の目標値はあるのかということに対して、はっきり幾つということではないけれども、毎年1団体ずつふやすという形で進めてきているということでございます。

財政課の所見といたしましては、もとより、防災をさまざまな角度で組織立ってやっていくというのは、これは大事なことでございますので、市としても力を入れて進めていきたいという考えがございますことから、評価としてはAと考えております。ただ、所見の中で、下段にございますが、全世帯のうち20%程度の加入率ということで、この率を高めていくことが今後の課題であると認識しているところでございます。以上でございます。

**委員長** そうしますと、補助金としては1団体9万5,000円で、42団体あるということですか。これは一例なのですか。

**事務局** 基本額が3万円と、世帯数掛ける50円ということで、各団体によって補助金額は違います。

**委員長** 変化があるということで。これは1団体のもので、これがそれぞれ算定した、42あるということですね。

**事務局** そうです。

**委員** 合計が200万という数字ですか。

**事務局** そうです。大体そうですね。

**委員長** そんな額ですね。

**事務局** おおよそ110万ぐらいと。

**委員長** それぞれ、自主防災組織が地域単位にあって、その備え、日常の活動費等々の部分に対する補助ということだと思っております。

**委員** 私、今、たまたま、鈴木町一丁目、二丁目の連合自治会のある班の班長をしているのですけれども。その総会とか、予算とか何とか行ってみるけれども、これがよくわからないのね。こういう組織があって、どういう活動しているのかななんて、鈴木町はないのかもしれませんがね。イメージがさっぱりわからない、何をやっているのか。そんな組織が各自治会にあるのかどうか。

**事務局** 資料の中にもありますとおり、全体の中で組織化されているのが20%ですから、残りの80%はされていないということになりますので、そちらが多数派ですから。委員のお住まいのあたりはその80%に属しているのかなという気もいたします。いずれにしても、私どもとしてもその80%の部分をもっと組織化できるよう

に進めていきたいという考えのもとに補助しているということでございます。

**委員** 要するに、組織強化のためにお金を出すというわけですね。

**委員長** 組織化をされて、いろいろ、いざというときのことも含めていろいろな活動があるのだと思うのですね、自主防災組織の。

**委員長** 防災訓練やったり、そのための補助ということで。ですから、自治会イコール自主防災組織ではなくて、その自治会が独自に自主防災組織的な組織をつくって、私たちも自主防災組織をやりますというふうなことになるれば、そこにカウントされていくと。

**委員** 今度、小川町東小学校か中学校で防災訓練やるでしょう。そこへ行ってみようと思うのだけれども。どうも、ここに言う、この自主防災組織というのは、一体、我々、何をするのだろうとイメージがわからないのですよ。

**事務局** 地域で防災に取り組むための仕組みづくりとして行っているものです。

**委員** 私たちが今住んでいるところ、天神町なのですけれども、この9万5,000円というのはその自治会に入って、市役所に届け出ている自治会には必ず来るものなのですか。

**事務局** 自主防災組織という形で認定されていればですね。

**委員** いや、もらっていないような気がするのですけれども。でも、防災の訓練とかというお知らせは来るので、それには参加したりしなかったりしているのですけれどもね。この間は、火災報知機の説明会に来ていただいたりしているのですけれども、この補助金という形で自治会に入ったことはないと思うのですね。

**事務局** どうも、お二方のお話を聞いていても、PRが不足している気がいたします。

**委員** もらえるものはもらいたいんですけれども。

**委員長** 自治会という組織と、防災組織という部分の関連があいまいなのだろうというふうに思いました。

**委員** そうですね。

**委員長** 自治会の中に必ず組織があるということではないようですから。

**委員** そうらしいですね。

**委員長** 20%しか組織立っていないようですから。

**委員** そこをはっきりさせればいいわけですね。わかりました。

**委員** だから必要なら、それを組織させるようなお金の使い方、補助金を出さないとね。それがもし、すごく防災に役立つものだったらね。組織化するためのお金をどんとつぎ込まなくては。

**委員長** 防災安全課の方では、多分、組織化をお願いしているのだなというふうに思うのですよ。こういう保障制度がありますからということで、呼びかけてはいるとは思いますが。自治会とは別にまた防災組織をつくってやると、その運営主体がまた役員とか、なかなか広がらないのが。

委員 何か、痛し痒しのところがあるのですか。そんなことはない。どんどんやってくださいという態度なのですか。1の事業にかかわる補助対象者1人当たり、こうだというのでしょ。どんどんふえていったら。どんどんふえていくのでしょうか。

委員 世帯数によって基礎補助金があって、何か世帯数か何かね。防災安全課の方では、100%を目標にしっかりしているのではないですかね。

委員 ここに書いてあるでしょう。防災時の消耗品や災害用トイレ、備蓄食糧等の購入に充てるというか、そういうもので。何かこういう紙面を見てみると、市か消防署か知りませんが、災害のときの予備食料だとか何とか置いてあるらしきものがあるじゃない。そのほかに各自でもやるということなの。

委員長 こういう組織ができれば、そこにということではないのでしょうか。

委員 これは、9万5,000円を一人頭もらえるわけではなくって、何かいろんな費用を割り算したらこうなるという、そういう意味ではないのですか。

委員長 いや、この場合は、世帯数に応じて基礎的な額と人数によって算出する部分があって、一単位この額になると、そういう算定する。

委員 3万プラス、1世帯当たり50円ですよ。それが補助されるということ。

事務局 ちょっと補足をさせていただきます。この自主防災組織という、ある程度の規模のある住宅を想定しているということでございます。一組織がおおむね100世帯で構成されていることというルールはつくっています。

委員 ちょっと聞きたいのですが、そうすると、例えば小学校校区ごとに災害時の緊急避難用の道具とか緊急食料とかありますでしょう。そのほかに、それでは不足するから自主的に何かやれというのか、あるいはそういう施設をいつでも使えるような訓練を人間的な面で補助しようというのが自治防災組織なのか、よくわからない。

事務局 小学校区域はやはり一時的避難場所ということで、大人数の方が非難する場所ということで設定しているわけですね。大人数の方が集まりますので、集まったところでの装備ということで、防災倉庫があってそれなりのものを置いているということです。自主防災組織は、住居を中心としたコミュニティでの共助としての防災が機能するような組織化が目的となります。

委員長 だから、地域単位でそのようなものができれば補助しますので、万が一のときに備えてくださいという。

委員 では、向こう三軒両隣で、基本的にはちゃんとやりましょうと、こういう組織と最低限のものをそろえましょうと、こういうことなのですね。

事務局 そうですね。そんな感じだと思うのです。

委員 安全課の方としてのポリシーといいますか、事実この率を高めていきたいわけでしょう。ですから、市民の方でまだそういったふうになろうよという機運が盛り上がっていないところは、現地に任せておくだけでいいのかしらね。もうちょっと、能動的に行動されてもよろしいのではないのでしょうかね。

**事務局** おっしゃられるように、昭和59年に始めた当初は割と数がとんとんとふえていったような経過をたどったのですけれども、このところ、数が余りふえないような実態もあるようでございます。それなりにPR面とか問題があるのかなと、所管課も考えてはいるということです。

**委員** おられるはずですよ。危機管理なんて観点でいけば、僕は一番のイニシアチブがとられるところですよ。そうすると、これ、高めていくことが今後の課題だというふうな認識を所管課がお持ちだとすると、そのぐらいの予算は本当に微々たるものだからね。もっとうるさいことは、全庁的に、大いにもっとこれを率を上げるべしといったようなご指導もされたっていいのではないですかね。

**委員長** わかりました。それでは、21にいきましょうか。

**事務局** では、21番、小平防犯協会への補助ということで、こちらは昭和45年に開始された補助で、130万円年額補助をしております。防犯協会と申しますと、警察署と一体となって民間の立場から犯罪のない明るいまちづくりを推進するというボランティアの団体なのですけれども、市補助金以外は賛助会費などで運営されております。警察署ごとの地区単位と、あと都道府県単位、あと全国の防犯協会というものがあります。以上でございます。

**事務局** ヒアリングの模様としましては、小平の防犯協会の構成員、内訳はどうかという問に対し、防犯協力会や地域の町会・自治会等で構成している。個人で入っている方もあれば、団体もあるというような答えでした。団体の活動内容はどのようなものかという問に対し、防犯パトロール、地域の安全運動、安全の集い、該当防犯キャンペーンなどの活動をしているということでした。

財政課の所見といたしましても、防犯、安心・安全というのは、最近の一つのテーマにもなっているところでありまして、市が直接できるということも、この分野、なかなか多くありませんので、こうした補助団体を大いに活用させていただいて防犯意識の高揚、防犯体制を図っていくということから、評価としてはAの判定をしているところでございます。

**委員長** さっきは防災ですが、今度は防犯協会。これは、全市的な組織ですよ。

**事務局** 国も都もあつて。

**委員長** いや、これは市に一つの。さっきの防災組織とは違いますね。

**事務局** はい。市に一つです。警察署の中に協会の本部が置かれているという、そんな形になってございます。

**委員長** まあ、いろいろ防犯キャンペーンとか、地域でやられているそういう活動を担う、それに対しての補助ということになるとは思います。いかがでしょうか。

**委員** 防犯が重要だというのはよくわかるのですが、補助金の使途が事業用消耗品の購入と防犯啓発用のものだけですか。ほかに何にお使いになっているのですか。これだけで、何百万もかかるものですか。

委員長 これは、毎年どういうイベントというか、キャンペーンというか、啓発というか、なさっているのですか。積立金も31万だから、そんなに残っているわけではないですね。

事務局 そうですね。

委員長 啓発とか、何かイベントとか。啓発はやっているのでしょうか。

委員 パトロールとか安全運動とか何か、その謝礼とかを払っているのですか。

委員 これは全般的に言えることではないですか。この事業費の内訳がわからないから、今みたいな質問が出るわけですね。

委員長 まあ、ここに事業消耗品、啓発用グッズ購入等ね。

委員 啓発用グッズとはどういうものですか。

事務局 こちらについている資料では、ポスターとか配布物とか、ライト付ホイッスルとか、そういった小物ですね。ティッシュですとか。

委員長 ティッシュなんか配るの。

事務局 自転車のワイヤーロック、自転車用防犯ネット、懸垂幕など啓発用品です。

委員 毎年、幾らのものを幾ら購入しましたよとかいうのは、チェックされているのですか、市の方は。

事務局 補助の実績報告には添付するというルールがありますので、チェックはしているということでございます。ただ、何を買うのかというようなところに意見を差し挟むという形にはならないということですね。

委員長 結構、その他の財源がありますよね、半分以上ね。

委員 こういう活動団体は、案外、自己負担なのだろうかね。

委員長 ですよ。

委員 正直言って、これ、防犯活動、必要かもしれませんが、防犯に役立っているという実感はひとつもないね。必要なことなのだけれども、どこか確信を得た活動をやってない。

事務局 どれだけ、効果がきちんとその活動によって反映して判定できるかというのは、なかなか技術的に難しい面はあるとは思いますが。

委員 私は技術的な問題ではなくて、活動自体がやっぱりちょっと的を外れているのではないかと思うのだよね。よく防犯のためのこういう活動がいいのだという議論をされてやっているのか知りませんがね。ポスターだ、何だかんだって、私もこれ1回だけ遭遇しました。小金井まつりのときに行きましたら、防犯協会か何かがあって、自転車の防犯ネットをもらったから、今思い出した、ああ、あれが防犯ネットだったのかって。私はそれで助かったなと思ったけれども、それですごく防犯をやったっていう実感がわいてこない。それより、時間給の1,000円でも2,000円でも出して防犯パトロールをやってもらった方がよっぽどいいのではないかと思うよね、あんなグッズだ、ティッシュだってやるより。私も空き巣に入られました

から、特に言うのだけれども。

**委員** やっぱり犯罪なんかがどのくらい発生して、どこかの街にどうもその傾向が多発しているというところがデータで本当はあるはずなのですよ。ですから、そういうところをもっと活動を評価して、重点配備して。

**委員** おっしゃるとおりだと思いますよ。

**事務局** 指標の取り方ですね。

**委員** 担当課でデータを持っていらっしゃるはずですから、そういうところはもっとお金を出してでも、もっとそこをうまくやってくれというようなことでも、本来はあっていいかもしれないですね。防というふせぐの方は、やられて後やる行為ですからね。おっしゃるとおり、なかなかやってもらってありがたいというふうにはならない、本来なら。ですから、その発生したところと、それを強化するための具体的な手の打ち方といったようなことを少し担当課でやっていただければどうでしょうかね。

**事務局** わかりました。

**委員** これはあれですかね、警察が言ってくるから減らすわけにいかないし、例年どおりやると、こんな感じではないのですか。主体的には警察でしょう、あれ。

**委員** 協力でやるのでしょうか、多分。警察と両方で。

**委員** 両方でやるのでしょうかけれども、主導権はみんな警察が握っているのではないですか。

**事務局** 防犯にかかるノウハウは警察が専門です。

**委員** 言葉が変わってきたのでしょうか。しょう、ぼうと、ぼう、かではなくて、言葉の置き方を、さっきで言えば、しょう、ぼうと先取りをするような動きに変わってきているようですね。

**委員** 未然にですか。未然にやる活動とか。

**委員** 年間130万円で防犯できるのはこんな安いことではないか、安いことでよろしいから幾らでも使えばいいと思っている。だから、使う中身が生活に密着した実感が取れる、そして本当に役立つようなことを考えてもらわなくてはね。

**委員長** 活動の工夫とか、成果のある注文。

**委員** まあ、要望事項で。

**委員長** 要望事項でね。

**委員長** 22にまいりましょう。

**事務局** 22、国際交流協会です。こちらの補助開始年は平成2年です。補助金額は約1,460万で、主に人件費に充てられています。特徴的なのが、その他財源ですけども、こちらはいろいろな事業を行っておりまして、その事業収入で約700万あります。19年度の決算ですと英会話教室の収入で、490万ほど収益を上げております。あと、お手持ちの資料の20年度予算のところには繰越金が空欄になっているのですけれども、こちらの金額は210万9,219円ということで確認しましたので、2109219という金額を入れていただけますでしょうか。これぐらいの

金額を繰り越しているということです。

**事務局**

国際交流協会につきましては、平成2年に設立ということになってございます。行政の国際化が盛んに求められた時期がございまして、小平市として補助団体でございましてけれども、設立は市がかなり働きかけ、市が設置をした、そういった性格の任意団体ということでございます。補助開始が平成2年で、18年が経過したということでございます。

ヒアリングの模様といたしましては、市の補助金以外の財源は何かという問に対しては、今、担当が申しましたが、事業収入とか賛助会費になるということでございます。問の2では人件費は幾らか、もっぱら補助金の人件費にあっているわけでございますが、4人分で約1,100万であるということでございます。問の3では活動実績としてはどのようなものがあるかということで、自主的な事業をいろいろ繰り広げておりますが、国際交流フェスティバル、英会話教室、ひな祭りの集い、新年交流会、ひな祭りの集いや新年交流会というのは外国人の方に主に集まっていたらイベントを繰り広げるといった展開になっているところでございます。英会話教室は、外国人の方を講師に招いて日本人に英語を教えるというようなこともやっているということでございます。それから、英会話教室等で収益の上がる事業もやっておりますので、収益事業の税の処理はどうしているかという問に対して、問の4でございますが、税の申告はしていると。所得税5万、住民税2万を納付しているという回答があったところでございます。

所見のところでは、一部見直しの必要ありということが書いてございます。これは補助金の内容云々ということよりも、活動の内容について、設立して18年が経過して、国際交流協会の存在の意義自体がだんだん設立当初と少し変わってきている状況があるのかということで、また、足元を見据えて活動を展開していく必要があるのではないかという。これは財政課の所見ということで書いてございますが、等しく所管課の考えということでもございます。以上でございます。

**委員長**

国際交流の側面ですけれども、いかがでしょうか。

**委員**

ここにあります職員の4名に対して、人件費1,100万円とありますよね。この4名というのは、どういった方が、常駐していらっしゃるのでしょうか、それとも資格を持った人間がそこにいらっしゃるのか。どうなのでしょうかね。かなり1人あたり、収入が。

**委員長**

250万ぐらいですよ。

**委員**

そうですね。そうしたら、それは資格があるとか。

**事務局**

この協会の事務局のトップには、市のOBの方が1人入っております。あと、ほかの方は、大体外国でお住まいになった経歴のある方で、外国人の方が活動される場所ですので、外国語が話せないとなかなか役に立たないということになりますので。特殊な技能とか資格とかそういったものはないと思いますけれども、語学に堪能な

方が勤めています。

**委員** 4名ともですか。その方たちが英会話を教えて収益を得ている。

**事務局** それは、そこにいらっしゃる外国人の方が教えています。

**委員** そうですか。実は、私も小川の西町公民館で、週1回、ボランティアで外国人に日本語を教えているのですね。大体、ちょっと似ているようなところがあるわけですね。来ている外国人もほとんど国際交流団の勉強会と並行して来ている人が多いのですね。90%は両方来ていて、大体の活動はわかるのですけれども。私たちはボランティア1本できていまして、どこにも申請していませんので補助金は何もなしで、本当のボランティアでやっているのですけれども、これを見たらすごい補助金なので、これはいかなものかなと思って。それと、国際交流団って要するに全国組織ですよ。違います。

**事務局** これは市の任意団体です。

**委員** そうですか。国際交流協会から一回、私のうちにお電話がありまして、要するに交流する制度、アメリカ人とオーストラリア人だったのですけれども、ホームステイでホームステイ先に緊急事態が起こりまして、急遽預かってくださいという電話があって、やむを得ず引き取ったのですけれども、3週間おいて0だったのですね。食費も何も置かないで、0だったのですよ。国際交流協会ってどういう予算のもとに運営しているのかなというのが、私、非常に疑問だったのです。この予算見たら、非常に大きい予算なので、補助金も。だから、私たちは申請していないから、当然、補助金も何も要求していませんから問題はないのですけれども、この国際交流事業というものに対してこの補助金というのはいかなものかなと思いましたが、これを見て。人数とかにもよるのですけれども、1カ所ですよ、小平市も。

**事務局** 学園西町地域センターです。

**委員** 地域センターですよ。大体のお祭りとかはたまに見に行ってはいるのですけれども、こんなにお金かかっているのですかね。

**事務局** 全体で2,600万の事業費ですからね。

**委員** 内容を見たら、大体私たちも同じようなことをしているのですよね。

**委員** 役員が14名いるのでしょうか。評議員じゃないかな、ほとんど。14名というのはいかにも多いような気がするのですがね。

**委員長** こういう人たちは、多分、理事という人たちだと思うのですよ。常勤ではなくて。

**委員** もちろんそうでしょう。

**委員長** だから、そもそも報酬とか、そういうのはそんなにない。

**事務局** 役員手当は出ていないです。手当てが出ているのは実際に日々、運営にあたっておられる4人のメンバーだけです。

**委員** 4人は常勤なのですね。

**事務局** そうです。

委員 それに1, 000万っておかしいですよ。

委員 役員14、評議員17というのはちょっとね。

委員 ちょっと信じられんよね。

委員 ですよ。何をされているのですか、これは。

委員長 いわゆる団体の、私なんかも、やっぱり理事会ですよ。評議員会というのは、もう少し全体の総会にかわる準総会ですよ。ほとんどボランティアですから。

委員 国際交流協会というのは、対象をだれにして、どんなことをやっているのですか。

委員 外国人を対象なのですよ。外国人に日本の生活ができるようにね。

委員長 小平地域に住まれているいろんな外国人がいらっしゃいますよね。アメリカ、ヨーロッパ含めて、中国、韓国。その人たちが地域で生活する上でいろいろな不便をサポートしたり、市民との交流を深めたりする拠点として協会というものを、どこの自治体でもほとんどつくっている。これは、いろんな日本の文化だとかサポートしたりとか、言葉を教えたりとか、いろいろ地域で生活する上での。

委員 外国人の駆け込み寺なの。

委員長 そういう要素ももちろんありますね。

委員 言葉がわからないと生活できませんからね。

事務局 コミュニティと言いますかね。

委員長 孤立しますからね。災害時だとかを含めて、いろんな緊急時もありますから。そういう趣旨で設立されて、最近、少し存在意義が違っているのではないかという意識が持たれているようですね。

委員 一橋大学あたりにも国際交流会館というのがあるでしょう。あれとの関係は何なの。

委員 あそこに住んでいる人たちも、あるいはあそこで勉強している人たちも。

委員 あそこは留学生ですよ。

事務局 あれは皆さん国費の留学生です。

委員 国費の留学生。

事務局 あちらは、母国の国費の留学生ですね。

委員 では、国際交流協会というのは留学生以外の人も、それを含めて対象としているの。

委員 留学生もこういう活動に参加したいと言えば。

委員 いいですよ、それは。

委員 3, 959人小平市に外国人登録されている方がいらっしゃるということなのですか。

事務局 いえ、小平市の外国人登録数は多い方です。

委員 全体の人口に比べて。

事務局 多い方ですね。比率でいって、高い方から3番目だと思いますね。

委員 そうなのですか。

委員 どういうお仕事の方が多いですか。

**事務局** 多いというのは、一つには朝鮮大学校というのが市内にあるのですよね。こちらが、800人ぐらいおいでになるのかな。その学校があるというのが一つ要因です。あとは、今お話に出た一橋大学のところにできた外国人の施設もふえている要因になりました。その他のところでは、企業関係ではブリヂストンさんのところに、やはり研修生のような形で来ておられる方がいます。以上が特徴的なところです。

**委員** 比較的若い方ですか。

**事務局** そうですね。大学も若いですし。大学の場合はそれでそこに定住ということでもありませんので、入れかわって入ってくるということですね。

**委員** この方々は登録者であってもこの市に住んでおられると。

**事務局** ただ、大方の方は市内にお住まいだと思います。

**委員** 近隣の市からも来てます、東大和市とか、例えば国分寺市とか。ちょっと自転車で行ける距離ですので。また、この小平市に住んでいる外国人も、武蔵境あたりまで行って2カ所をかけるとかね、そういうふうなことをしている人もいっぱいいますよ。ただ、要するに、彼らは早く日本語を覚えたいので回数を行きたいのですよ、短期間で。だから、何カ所もかける、努力をするのですよね。

**委員長** さっき要望とか何かあったようでしたが。

**委員** ただ、私は予算の内容というのは初めて見て、ちょっとびっくりしたのですけれども、1,200万の人件費というのは相当仕事量があるのか、それなりの仕事量があるのかなと思いましたが、ちょっと聞いてみたいと思ったのですね。

**委員** ボランティアの人にも。

**委員** 一応、ボランティアですからね。

**委員** ボランティアといったって、旅費とか交通費ぐらいは出てもいいような気がするけれどもな。

**委員長** 事業費の中からそれなりに払う場合もあるとは思うのですけれどもね。ただ、1,100万ですか、これは4人の人が毎日出ているかどうか、夜も開きますので、交代で事務室にだれかいけないといけないのですね、駐在して責任を持ってね。だから、それ年間4人が張りつけ、常勤だというふうに思うのですね。だから200万ぐらいのものは恐らく必要ではないかと。

**事務局** 金額的には小平市でお願いをする臨時職員の方なんかの賃金単価に類似したぐらいの金額ですね。私も以前、現場に伺って話をいたしました。外国の方は相当いらっしやってました。そのときは、事務の方も一人しかいなくて、やっぱり時間が長いので交代でやるので、なかなか大変ですというお話はいただいたところです。

**委員** では、妥当ということですか。

**事務局** はい。ただ、お尋ねの中であった、ほかの同様な活動をされているようなケースとの整理の仕方とか、その辺はちょっと私も今まで全然認識をしておりませんでしたのでご意見として伺わせていただきます。

委員 届け出もしておりませんのでね。

委員 歳入決算の繰越が毎年210万ぐらい出ているって、毎年といっても19と20だけですけれども。先ほどの例だと、19年度は219万7,000円で、20年度は210万9,000円とおっしゃっていた。その他財源も877万から1,140万にふえていると。補助金は2万円しか減っていないということなのですから。これは別に補助金は固定費を出しているからそんなに数字は変わらないよということなのですか。人件費分の補助金だから、見直さないというのは。

事務局 確かに、この19から20の比較ではほとんど同額の補助金になっております。ただ、下のほうに積立金の現在高というのがありますけれども、この積立金の状況、これ今の積立金は今18年のものですから20年のところで周年行事をやるために積み立てをしているということで聞いているのですが、特に目的を持たない積立金がふえてきているような場合については、補助金の額で減額するなどは、財政課の査定段階でもやります。

委員 この450以外にも、ほかに積み立てがあるということですか。

事務局 それはありません。

委員 歳入決算繰越の210万って、これどうなのですか。

事務局 これは、単年度、単年度の繰越金ですよ。2,600万の事業規模に対して200万ですから、比率的には高いですね。

委員長 そうですね。事業収入なんかも結構あるようですから、財政課の意見、一部見直しの必要ありというのも、その辺の補助額のことも含めてどうかなと思います。結構、補助金だけに依存しているわけではないようですね。その他の財源も1,000万ぐらいありますから。

委員 その他財源が300万円ぐらいふえているのに、補助金が2万しか減らないというのはちょっとよくわからないですね。

委員 補助金は減っているのですか。

委員 2万円かな。

委員長 やはり、人件費相当額と、そういうふうを考えるのではないのでしょうか。まあ、その辺、補助金の額がどうかという意見もしっかりしていきたいと思います。

事務局 あとは補助ですけれどもね。本体の活動があって、それに伴う収入が十分であれば、本来措置する必要はないと、おっしゃる、そのとおりだと思いますので。

委員 これじゃあ働きにくいな。働きにくい。こんな組織ではだめだね。役員14名、評議員17名、何の話をするのですか。

委員長 これは多分、私が思うのですよ。毎年の予算のときとか、事業をやるときとか、年2回ぐらいそういう予算を認定するという。あと、実際はボランティアで。

委員 だから、そうであるにしろ、やり手の人を2、3名おいてそれらに任せてしまった方がいいんじゃないか。そうしたら、ここにある財政課所見のような、外国人の生活

安定事業に対応するなど、現在の実情にあった活動が云々とあるけれども、活動しようと思ってもこれだけ上がったのではまるで活動ができないのではないかなという気がしないでもないような。かなわんよ、これ。

**委員** 通常は4人でやっているのでしょうか。

**委員長** 毎日、多分、上の人 coming いるとは思いますが。

**事務局** ちょっと、その辺の実態は把握してございませんので、何とも申し上げられないと思います。

**委員長** その辺もちょっと。

**委員** 企業にいた者の常識という観点から今、言っていますから、こういう組織は違うのかもしれませんが。

**事務局** 次回のときに、会則等、それから活動状況をもう少し明らかにした資料を配付させていただきます。

**委員長** それでは、23の方に入りたいと思います。これからは福祉関連の、規模は大きい補助金ではないと思いますけれども、できればやりたいと思いますので。

**事務局** 同種のものもございますので、よろしく願いいたします。

**事務局** 23番、民生委員児童委員協議会、こちらへの補助は昭和54年度から開始されております。民生委員の活動としましては、高齢者問題ですとか児童問題など、地域で起こる問題に関して相談とか援助を行うために市内を飛び回っていただいているという状況になっています。

財務状況としましては、市の補助金が100万円程度、その他財源としましては、会費ですとか、あとは社共からのバザーの配分金ですとか実費弁償などとなっております。以上でございます。

**委員長** 補足ありますか。

**事務局** こちらは、いわゆる民生委員の連絡会でございます。民生委員は、御存じの方もおいでになると思いますけれども、非常に広範に福祉問題の実行部隊として活躍されている方々でございます。それらの方々の連絡会といったことでございます。民生委員さんの活動というのは、非常に行政にとっても手助けになっている部分でございます。補助団体としての評価も高いものになっていると考えてございます。したがって、評価としてはAの評価をしているところでございます。

**委員長** これは、民生委員さんたちの協議会という会に対する運営の補助金ということ。何か、補助金の使途としても、さらに上部団体とか、自分たちが加盟している団体への会費として支出しているという形ですか。

**事務局** そうですね。事業の補助金の8の左側の使途の欄にあります、東京都の連合会、全国の連合会、全国互助共励会の補助とかといった、上部団体に対する会費がそのまま出ていくという、これが主な支出の内容となっております。

**委員長** これはよろしいですね。

委員 これは、特にございません。

委員長 では、24にまいります。

事務局 24、原爆被爆者の会です。こちらは会員の福祉向上と市民啓発などを目的として集まった会となっております。補助開始年は平成4年からで、現在の会員数は44人です。その他財源としましては、会費等ということになっております。

事務局 このあたりからあとは福祉的な団体が幾つか出てまいります。

まず、この原爆被爆者の会でございます。構成員は44人ということでございませうけれども、徐々に構成する会員の方の高齢化が進んで、会員数が減ってきている状況にあるということでございます。活動の内容としては、事務費的などところということになってございますけれども、A評価になっておりますけれども、一部、支出の確認をしておりますところ、補助金が忘年会とかやや飲食にあたっているようなものも見受けられました。飲食にあたっているようなものについては補助金の使途としては余り適当ではないのかなということで、そのあたりの見直しをしてほしいということで団体の方には連絡をしていこうと考えているところでございます。

評価のところではA評価としております。小平市の平和施策の一つと言ったらちょっと大げさになりますけれども、そんな意味合いもございませう。そんなことから、団体への補助は継続をしていくということは前提としておりますが、一部費用の内容については、すべての市民の皆様が見ても妥当と思われる範囲にとどめるといった観点から、飲食にあたっての経費については見直しをしてほしいということで考えているところでございます。以上でございます。

委員長 よろしいですね。では、25。

事務局 25、小平市遺族会でございます。こちら昭和40年から補助が開始されておまして、43年が経過されているものでございます。こちら戦没者遺族の福利厚生と市民啓発を図るために、こちらの活動に対する補助ということで、15万7,000円が支出されております。こちらのその他財源は、基本的に会費となっております。

事務局 こちらにつきましても、こういった団体でございますので、徐々に高齢化が進んできているという実態があるところでございます。活動としては、戦没者追悼式にご参加するとか、平和行事にご参加をするといったことを主な活動内容としているところでございます。したがって、補助金の金額等も比較的小さな額といったことになっております。ただ、一部、補助金の額が15万7,000円に対して、補助金額以上の繰越金が出ているというような実態がございませう。補助のやりとりの確認の中でも、補助金が実際その事業のどの部分に特定できるのかというあたりがややわかりにくい面がありますので、事業を特定して補助金を出すといった形での見直しをするようなことを団体の方にはお話ししていこうと考えているところでございます。以上でございます。

**委員長** 何かございますか。

**委員** 社会福祉協議会から出さないといけないというのは、何か決まっているのですか。

**事務局** 社会福祉協議会に対しても市から補助金という形ではいつているのですけれども、社会福祉協議会はそこで自主財源を持っており、その中でやりくりをしているという、一つの独立した活動の中でやっているということです。社会福祉協議会と市とは極めて近くにはおりますけれども、やはりそもそもは別の団体ということになりますので、それぞれの意志のもとに実施しているということになります。小平市にとっても社会福祉協会にとっても同様の問題で、補助金と繰越金の関係は課題になります。

**委員** 私は遺族会の方は非常にご苦労されて大変だなと思うけれども、例大祭に8人参加している、こういうものに税金使っているのかという疑問はちょっと残るね。

**事務局** それは、政治的活動とか特定の宗派の宗教的な活動とかいった範疇でのご発言でいらっしゃいますか。

**委員** いや、特にないですけれども。例えば、総理大臣でも行くと問題になっちゃうじゃない。個人の資格で行くのならいいけれども、税金を使ってわざわざ周忌例大祭に参加させるというのは、すっきり個人で行かれたらどうなのですかという話です。額をやめるとか何とかではなくて、やっぱりちょっと問題というか、問題意識が低いなという感じがするね。そういうことが議論されてクリアされているのなら別にどうってことはないですよ。

**委員** そうですね、確かに。

**委員** 戦没者、これはいいですよ、宗教ではないから。少なくとも、例大祭は靖国神社という宗教法人なのですよ。そこへ団体で行くなりしたときに、それを税金で補助しているのかと、私はよくわかりません。遺族の方が靖国へ参るということは別に反対も賛成もしませんけれども、個人の自由だからいいのですが。税金を使っているのかと、補助しているのかという問題は少し議論しておいた方が安全ではないですかと、私は受け取ります。

**委員** 同感ですね。

**委員長** 多分、彼らは自分たちの会費で運営していますから、その全体の運営費補助で市や社共が入ってきているのを、あくまでもそっちは自主的は活動の範囲でやっているという。補助金はこっちにはいつていませんという、こういう理屈だったのでは。その辺、指摘があったという。

**事務局** こちらは、憲法に規定する公金支出の制限という大きな意味での制約はありますので、それは。

**委員** 余り細かいことまで言うとな、言いたくはないけれどもね。

**委員** 実は、私のグループで中華戦争の日清事変の生き残り兵がいるのです、今八十何歳ですけれどもね。その人は毎年行っているですよ、これに。団体で行っているとい

うよりも、戦友に会いに行くのだと言って自分で行っているわけだからね。そういう人たちを見ていると、理屈はどっちでもいいのだけれども。ちょっとその辺は、理論的にクリアしていないと文句言いたい人は幾らでも出てくるからね。額は少ないから、どっちでもいいのですけれどもね。

**委員** 税金ですからね。

**委員** 理論的武装はちゃんとしておかないといけないと、私は思っています。

**委員長** その辺の指摘も必要ということですね。では26をお願いします。

**事務局** 26から27、28、29までが一つの補助要綱でやっているものなので、一括で審査いただきたいと思います。こちらは、身体障害者団体が身体障害児などの育成や福祉増進を図るために行う事業について補助するというもので、補助金額はそれぞれの団体でばらばらなのですけれども、16万5,000円ですとか2万5,000円、13万ということで、金額は小さいのですが、経過年数27年たっているものとなっております。こちらはすべて、その他財源はほぼ会費でまかなわれているという状況です。

**事務局** こちらは、申しましたとおり、極めて零細な福祉関係の団体に対する補助金ということでございます。補助団体の構成する人数も、ごらんいただきますとおり、13人、9人、15人、12人という非常に小さな会ということになっているところがございます。一つには、障害を持っていらっしゃる方が、このような会があることによって行政と連絡がうまく取れるとか、会の中で相互に連絡をとっていただくとか、そういった行政上の効果もあるところがございます。前段の説明で申しましたとおり、これらの4本の補助については、一つの要綱の中で整理されております。

それで、ヒアリングでやりとりしたところで問題等を感じたところは、要綱の4条のところに「会員相互の親睦、慰安及び相談に係る事業」という表記がございます。会員相互の相談はいいのかなと思うのですけれども、親睦・慰安ということになりますとどうしても飲食に充てられるようなものもやや是にするというふうなことになるのかということで、実際に支出の内容を見ますとそういったものも見受けられる実態がございます。本市の考えとしては、やはり公金の支出でございますので、あくまでもだれの目にも公益性があると判断されるということが前提になるわけでございますので、こうした親睦・慰安といったような項目、あるいは飲食に充てられるような実態については、今後見直しをしていただきたいといったことを考えているところがございます。そんなことから、評価のところでは「一部見直しの必要あり」ということで、全団体、同じように評価をBということで考えたところがございます。以上でございます。

**委員長** では、まとめて何かございますか。

そうですね、まあ、それはその方がいいと思いますね。

**委員** これは、福祉関係とかこういう人たちを援助するための支援するときの連絡網とか何

とかをつくらせて、それにお金を使っているという面があるのですかね。別にいいのですよ、それは。

**事務局** 効果として、そういったところは実際に所管課としては感じているということです。そのこと自体を目的にしたものではないのですけれども。

**委員** 酒飲んだ、ごちそうを食べたって、めくじら立てるつもりは全然ないんだけどね。それはいいのですけれども、何かあったら、皆さん集まって団体にしましょうよ、そこにお金を出しますよというような感じがしないでもないね。そんなことはない。それはお金を出すに当たっていろいろやらなくてはいけない、連絡もしなければいけない。援助するといったって一人一人、全然障害の程度も違えばいろんなことがあるからね。きめ細かい支援をしなくてはいけないから、そういう人たちが中に入っているいろいろきめ細かなことをするために必要なら、別にどうしても、私はこれでいいと思っているのですけれども。

**委員** ハンデキャップを負っている人はそれぞれで全部違いますからね。連絡一つ取るといっても大変です。だから、具体的にそれが一つだけでいたら、そういう人たちのグループ化を進めて、どんどんやったらいいと思うのね。ただ、ちょっと何か茶話会開いたからそういうのが認められるっておかしいというのを、私はめくじら立てる必要はない。もちろんそういうことはできるだけ避けた方がいいと思いますね。

**委員** 私も同感だな、ここは。

**委員長** それは、支出の処理の問題でしょうから。

**委員** ただ、社会福祉協議会と両方から補助となっているということがありますよね。あれはどう考えるのですか。整理するということですか。

**委員** 整理する必要があると、書いておられますね。

**財政課所見** のところに書いているのは、小平市から社会福祉協議会に対して補助金を出しているという実態があることの、そういう認識のもとに、小平市から出した補助金が社会福祉協議会からまたトンネルのような形でいつてしまっているのかという危惧をもって、実はこうした所見を書いたわけなのですけれども、実は、その後の確認では、社会福祉協議会の財源については独自に自分たちの財源で整理をしていると。社会福祉協議会の自分たちの活動として補助をしているという組み立てになっているということでございまして、市の補助金が二重に支出されているということではないという確認はしたところでございます。

**委員** 身体障害者協会というのは19年度決算の歳出123万、歳入繰越が60万というのは、余り活動されなかったということですか。すごい余っていますよね。それで、20年度もまた同額の補助金を出すというのは。

**委員** 私もそう思います。

**事務局** 補助金と繰越金との関係ですね。

**委員** 少し何とかならないかと言ってみる必要があるのではないですか。

**事務局** そうですね。それは、この団体に限らず、繰越金と補助金との関係は、そもそも補助金は要らないじゃないという、お金あるのだからという、そういうことが言えますので。全体に渡って、その点については指摘したいと思います。

**委員長** それではよろしいですかね、この4件につきまして。では、最後、30番。

**事務局** 30番、緑と花いっぱい運動の会への補助です。こちらは小平市を緑の豊かな街として愛し、さらに四季折々の花をそろえて一層美しい街としていこうという思いのもと、市内の花壇ですとかフラワーボックスに花を植栽したり、とにかく花の多い街というものをつくろうという活動団体です。こちらは、市の補助金として140万ほど20年度出ておりますけれども、その他財源は会費でまかなっていると、自主財源でまかなっているということになっております。以上でございます。

**事務局** こちらは、補助開始年が昭和43年ということで、小平に限らず全国的な運動としてやったものですが、緑と花いっぱい運動の会の小平版ということでございます。ヒアリングの状況でご説明申し上げますと、会の活動内容と補助金の使途ということでは、会報の作成や視察研修を行っており、視察研修は参加者が自己負担をしているということです。それから、市内の花壇、フラワーボックスには花を植栽している、市民まつりで球根を配布するといった活動をしているということでございます。補助対象が要綱上で明記されていないが、今後改正の予定はあるかということでは、公布決定通知には補助対象を書いているのだけれども、要綱には書いていないので、要綱にも今後書くような改正はするという返事はいただいたところでございます。また、会が活動をして行く上で、何か問題になっていることはあるかということで問うたところ、最盛期には1,500人いた会員が20年度は861名と、人数が会員が減ってきているということでございます。会の活動が、人数が少なくなると活動そのものも小さくなるという傾向もあるようで、そのあたりが悩みであるといったことでもございました。

私どもの所見といたしましては、やはり市民の皆様の小平に住みたいという一番の大きな理由は緑ということだそうでございます。過去に繰り返してきた世論調査でも、いつも緑がトップの要因になってございます。そんなことから、こうした活動についても、支援をしていきたいという考えを持っておりますので、評価としてはAということにとらえているところでございます。ただ、先ほどの説明のところでありました、補助金の使途等について補助対象を明らかにするとか、できるだけの目にも明らかになるようなルールづくりをするというのが大事であるという考えのもとに、要綱の改正を提案をするということで考えてございます。以上でございます。

**委員長** 花いっぱい運動の会だそうだけれども、何か。

**委員** ある自治体では、市長がこれを一番大事にしたいと言ってやっているのですよ。それで、花を植えて、確かにそこへ行くと物すごくきれい。市民が和むのです。お金を

かけてももっとやろうと言って広がっているのですよ。そういった公益事業的な、市民の会にまかす、100万つけているからいいというのではなくて、そういったあたりをもっと施策として重点的にやるのだというような市長公約が出てくると、行政は変わってくるのではないかと思うのですけれどもね。単なる支援ではなくて、もっと市としてのポリシーを持った講釈でやっていくというようなこともあっていいのではないかなと思いますね。

**委員長** これは、指定したポットに花を植えてもらうというものですか。

**事務局** そうですね。

**委員長** それは、もう年中きれいに維持されていますか。

**事務局** そのポット自体がちょっと古くなってきて、それを変えたいという話もあります。

**委員長** 確かに、せっかくやるのですから、市民も一緒にやるのですから、きれいにこしたことはないですよ。

**事務局** やっぱり、そこが違ってきますよね。きれいじゃないとだめなのですよ。

**委員長** 何かしようがなくやっているように見えてしまうのです。

**委員** 100万なんてけちなこと言うなど。1,000万使ってもやろうよというふうになればいいかもしれないですね。

**委員長** では、どちらかと言うと積極的に推進できたら。

**委員** PRにもなるのではないですか。

**委員** PRにもなりますね。

**委員長** では、30まで何とか終わりましたが、きょうはノルマが果たせて。ご協力ありがとうございました。本日は閉会といたします。

#### 次回以降の日程

第6回 8月31日(月) 15時から

第7回 9月28日(月) 15時から

第8回 10月27日(火) 15時から